

2022年11月21日

東京エムオウユウ事務局

## 3年振りにPSC委員会を対面方式で開催 —バンカー条約をPSC関係文書とすることなどを決定—

東京MOUでは、その意思決定機関であるPSC委員会について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2019年10月に第30回会合をマジュロ（マーシャル諸島）にて開催して以来、2年以上にわたりオンライン方式による開催を余儀なくされてきましたが、今般11月14～17日に3年振りにリマ（ペルー）において、第33回PSC委員会を対面方式（オンライン参加併用）により、Mr. Kenny Crawford（ニュージーランド海事局）議長の議事の下で開催し、審議を行いました。

### 1. 参加国等

バヌアツを除く20の加盟当局及び準加盟当局（メキシコ）が参加したほか、以下のオブザーバーが参加しました（斜字・下線はオンライン参加）。

（加盟当局） 豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム

（準加盟当局） メキシコ

（オブザーバー） IMO、ILO、カンボジア、マカオ（中国）、サモア、トンガ、米国沿岸警備隊、黒海MOU、インド洋MOU、パリMOU、南米MOU（チリが代理出席）



## 2. 主な決定事項

### (1) メキシコの準加盟当局資格

第29回PSC委員会（2018年11月開催）にて準加盟当局として認められたメキシコについては、4年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに定める加盟当局の資格要件に適合していることが認められました。今後、メキシコについては、加盟当局申請を受理した上で、3加盟当局代表及び事務局で構成される調査チームによる現地調査等を行い、その結果、MOUの加盟当局資格要件に適合していることが次回PSC委員会にて確認されれば、22番目の正式加盟当局として認められることとなります。

### (2) 他地域PSC協力組織との関係強化

地中海MOUからオブザーバー資格申請があり、満場一致で承認されました。この結果、全ての地域PSC協力組織が東京MOUのオブザーバーとなりました。一方、東京MOUは、西中央アフリカMOU（アブジャMOU）、黒海MOU及び地中海MOUのオブザーバー資格を有していませんでしたが、コロナ禍の副産物として各地域PSC組織のPSC委員会へのオンライン参加が今後も認められると見込まれること、各地域PSC協力組織間での協調をさらに促進していく必要があること等から、上記の3地域の地域PSC協力組織に対しオブザーバー申請を行うことが決定されました。

### (3) MOUの改正

加盟当局の加入状況を踏まえバンカー条約（正式名称：燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約）を東京MOUの15番目のPSC関係文書（**relevant instruments**<sup>(注)</sup>）として追加する旨のMOUの改正が採択されました。バンカー条約に係るPSCガイドライン作成のための期間が必要なこと、いくつかの加盟当局が同条約加入手続きを進行中であることを考慮し、MOU改正の発効日は2024年1月1日と決定しました。

（注）**relevant instruments**：：PSCを協調実施する対象文書（条約等）のことで現在東京MOUではSOLAS条約、MARPOL条約等14文書を**relevant instruments**とする旨定めている。

### (4) PSCガイドラインの採択

固定式消火装置に関するガイドライン、ブラックアウト試験に関するガイドライン及び電子証書に関するガイドラインを新たに採択したほか、次回会合までの会期間にIGCコードに関するガイドラインの策定作業を進めることが合意されました。

### (5) 漁船に対するPSC

将来の漁船に対するPSCに向けてのロードマップについて合意しました。漁船に対するPSC検査については、当面、加盟当局が任意で実施し、検査結果を報告することとし、このために必要な不適合コード等について合意したほか、次回会合までの間、漁船PSCデータベース（APFISh）の運用試験を行うことについても合意しました。

### (6) 技術協力

技術協力実施に係る5か年計画（2021～2025年）について、コロナ禍により対面方式による事業が過去2年間実施できなかったことやオンライン方式での事業実施の経験を踏まえ、同計画の見直しについて審議され、これまで年1回開催していたセミナーを年2回開催（オンライン方式、対面方式を各1回開催）する等の改正を採択

しました。審議の過程で、日本財団の長年にわたる技術協力事業へのご支援に対し、参加者全員から改めて感謝の意が表明されました。

#### (7) その他の審議事項

2021年に日本がリーダーとなって実施した復原性全般に関する集中検査キャンペーン(CIC)についての報告書を承認したほか、今後のCICの準備状況に係る会期間会合の審議状況を確認しました。また、第31回会合にて採択した戦略行動5か年計画にサイバーセキュリティ対策等新たに5項目を追加することも合意されました。

### 3. 次回会合

次回会合(第34回会合)について、2023年10月30日～11月2日に横浜にて開催する旨暫定合意されました。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、10月26・27日に技術作業部会(第17回会合)を開催する予定です。

#### **お問合せ先**

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当: 久保田、寧(ニン)

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2022年11月20日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、西中央アフリカMOU (アブジャMOU)、南米MOU (Viña del Mar Agreement)、地中海MOU (今回の会議においてオブザーバーとして承認)

**ポート・ステート・コントロール (P S C)**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分 (detention) を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。